

公益財団法人仙台微生物研究所
役員及び評議員の報酬など並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人仙台微生物研究所(以下「この法人」という。)の定款第 13 条及び第 15 条及び第 26 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 評議員とは、定款第 10 条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員報酬執行の対価として、定款第 26 条の規定により評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 代表理事の報酬は月額とし、代表理事以外の役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。ただし、常勤理事については、理事会で別に定めることができる。
- 3 代表理事には、毎年 6 月及び 12 月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 代表理事の退職に当たっては、当該代表理事の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第 13 条に定める総額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の代表理事の報酬月額は、100 万円を超えない範囲で、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 代表理事以外の役員に対する報酬の額は、必要の都度、一人あたり日当一律 5 千円とする。ただし、常任理事(又は専務理事)については、理事会で報酬月額を定めることができる。

- 3 代表理事に対する役員賞与の額は、200 万円を超えない範囲で、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 4 代表理事に対する退職手当は、退職金規程により定めたとおりとする。
- 5 評議員に対する報酬の額は、必要の都度、一人あたり日当一律 5 千円とする。

(報酬の支給日)

第 5 条代表理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について、実費相当額を支給することができる。

(公表)

第 8 条この法人は、この規程をもって、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条この規定の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 11 月 28 日から施行する。